

3月5日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年3月8日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課・指導事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
教育課程課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等 について（周知）

令和3年3月5日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われました。

今般の対処方針の変更により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、の4都県について、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとされました。なお、変更後の対処方針における学校等の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年3月1日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・教育課程課事務連絡）（以下「3月1日付事務連絡」という。）によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、基本的対処方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

また、年度末等に向けて行われる行事等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり依頼がありましたので、併せてお知らせいたします。

なお、3月1日付事務連絡によりお知らせした内容からの変更はありません。引き続き、各学校や学校設置者において、下記の留意事項を踏まえ、卒業式や入学式等の学校行事の実施に当たっては、文部科学省がホームページで示しているQ&A等を参考にし、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫などの措置を適切に講じるようお願いします。

さらに、卒業旅行については、引き続き、感染拡大を防止する観点から、各学校にお

いて卒業予定者に対し、実施方法の工夫や、旅行先を含めた感染状況によっては自粛などの検討をするよう促してください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030305.pdf

2. 対処方針における学校の取扱いに係る記載

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

3. 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡について（令和3年2月26日事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」より抜粋）

（年度末等に向けて行われる行事に係る記載）

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

③その他留意事項

(Ⅲ) 年度末等に向けて行われる行事等

年度末等に向けて人の移動が活発になり、また、卒業式等の行事の開催が見込まれる。こうした行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式は適切な開催のあり方を慎重に判断するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

④ 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式、入学式や入社式等はより慎重な対策の上で適切な開催のあり方を判断するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

(3) その他の都道府県

② 年度末等に向けて行われる行事等

卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛を働きかけること。

(外出の自粛等に係る記載)

3. 外出の自粛等

(1) 特定都道府県

① 外出についての考え方

法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底すること。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

② 旅行についての考え方

卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行については、自粛を働きかけること。

(2) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

① 外出についての考え方

当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

② 旅行についての考え方

大人数での会食を避ける観点から、卒業旅行をはじめとする旅行のうち、そうしたことが徹底されないものについては、当面、自粛・延期を促すこと。また、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動などを働きかけること。

特定都道府県及び感染が拡大している地域への旅行については、慎重な検討を求めること。

発熱等の症状がある場合は、旅行を控えるよう促すこと。

(3) その他の都道府県

① 外出についての考え方

感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

② 旅行についての考え方

大人数での会食を避ける観点から、卒業旅行をはじめとする旅行のうち、そうしたことが徹底されないものについては、当面、自粛・延期を促すこと。また、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間での行動などを働きかけること。

特定都道府県及び感染が拡大している地域への旅行については、慎重な検討を求めること。

発熱等の症状がある場合は、旅行を控えるよう促すこと。

(参考)

文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関する
こと」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

(会食の場面等における感染防止対策に係る記載)

4. 会食の場面等における感染防止対策の徹底

令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症分科会から、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」が政府に対してなされたところ。提言を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる会食の場面における感染防止対策を徹底す

るため、関係府省庁及び各都道府県は、下記の事項について、適切な対応を図られたい。

- ・関係府省庁及び特定都道府県の対象から除外された都道府県は、緊急事態宣言解除後、当面、実施すべきものとして、別紙4「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」及び別紙5「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を基に国民に、別紙6「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」を基に業界団体に周知すること。なお、関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意するよう周知すること。

- ・関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知すること。また、飲食店の感染防止策の支援に努めること。

- ・関係府省庁は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけること。

- ・各都道府県は、ステッカーなどを用いた独自の認証制度を実施又は強化すること。

(参考)

特定都道府県やその他の都道府県におかれても、上記の特定都道府県の対象から除外された都道府県と同様、別紙4「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」及び別紙5「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を参考にしつつ会食の場面等における感染防止対策についてご留意頂きますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省

(感染症対策の指導について)

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

(卒業式や入学式等の学校行事について)

初等中等教育局 教育課程課 03-5253-4111(内2903)

特定都道府県等においては、緊急事態宣言の延長に伴い、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 5 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、特定都道府県（1都3県）における留意事項等を示す。概要は別紙のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、1都3県における緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 特定都道府県における催物の開催制限

（1）催物の開催制限の目安

令和3年2月4日付け事務連絡1.（1）①のとおり取り扱うこと。

（2）人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（3）及び令和3年2月26日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。

(3) その他留意事項

① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(I)のとおり取り扱うこと。

② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間)までに販売されたチケット】

当該チケットは、3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間、3月6日～9日)まで販売された分について、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

【周知期間後に販売されるチケット】

当該チケットは上記(1)、(2)及び(3)①のとおり取り扱うこと。

③ 年度末等に向けて行われる行事等

令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(III)のとおり取り扱うこと。

(4) 緊急事態宣言解除後の取扱い

1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

2. 特定都道府県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(1)のとおり取り扱うこと。

なお、本事務連絡 1. (4) と同様に、1 都 3 県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡 2. (2) のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

3. 特定都道府県における外出の自粛等

令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡 3. (1) のとおり取り扱うこと。

4. その他留意事項

①特定都道府県以外の都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限及び外出自粛の取扱い

1 都 3 県以外の都道府県においては、引き続き、令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡 1. ～ 3. のとおり取り扱うこと。

②感染拡大防止に必要な取組の継続

令和 2 年 1 1 月 1 2 日付け事務連絡 2. ～ 4.、令和 3 年 2 月 4 日付け事務連絡 3. 及び 4.、令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡 4. など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

（基本的な考え方）

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する（具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。）。
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

＜施設利用関係＞

施設の 種類	施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

＜イベント関係＞

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化（あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ）

（その他留意事項）

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。

特定都道府県における緊急事態措置以外の対応

<施設利用関係>

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	